

原子力委員会見直しのための有識者会議  
第4回議事録

内閣官房国家戦略室

## 第4回 原子力委員会見直しのための有識者会議 議事次第

日 時：平成24年11月22日（木）14:00～16:00

場 所：合同庁舎4号館4階 第2特別会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 前回会議における委員指摘事項等について

(2) 原子力委員会見直しのための論点について

3 閉 会

○大西座長 本日は御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまから第4回「原子力委員会の見直しに関する有識者会議」を開催いたします。

本日は城山委員、山地委員は所用のため御欠席と伺っています。

本日は白内閣府副大臣に御出席をいただいております。また、前原大臣は所用によって15時頃目途に御出席されるということでもあります。

今回も関係省庁の方々にオブザーバーとして御出席をいただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

最初に事務局から配付資料の確認をお願いします。

○国家戦略室 お配りしている資料ですが、今日は資料1～資料6までございます。あと、第2回の議事録を参考資料1ということをつけております。

議事次第と資料1～資料6、参考資料1を御確認いただければと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

○大西座長 それでは、最初に白副大臣から一言御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくをお願いします。

○白副大臣 本日はお忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。

先週の11月13日火曜日に開催しました第3回目の会議では、関係各府省から原子力委員会との関係や、同委員会に対する期待などについてお話を伺ったところでございますが、本日はこれまでの原子力委員会の歴史や活動実績、ヒアリング結果などを踏まえまして、今後のあり方を考える上で必要となる論点整理を行いまして、これについて御議論を賜りたいと思っております。

10月31日に第1回を開催させていただきましたけれども、それ以降、本日は4回目となりました。本当に日程的には大変な御負担をおかけしておりますが、引き続き本日も何とぞ忌憚のない御議論をよろしく願い申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○大西座長 どうもありがとうございました。

皆さんも10月、11月に始まって年内に終わるという会議に参加されているケースが多いのではないかと思います。これもその1つですが、どうぞよろしくをお願いします。

それでは、議事に入ります。1つ目の議題は前回会議における委員指摘事項についての対応ということでもあります。指摘事項が幾つかありましたので、基本的にはまとめて御説明をいただいた上で、後でまとめて質疑応答の時間を設けるというふうにさせていただきます。

途中で御退席される説明者の方がいらっしゃるようですので、その部分については説明の後すぐに、質疑応答とさせていただきます。

まず、前回行ったヒアリングにおいて委員よりいただいた質問に、その場では御回答いただけなかった事項が2点ありました。具体的には伴委員と浅田委員からお尋ねがありました、核不拡散に関する保障措置に関する外務省及び文科省における取り組みという御質

問と、もう一つは伴委員からお尋ねのありました、放射線利用に関する原子力委員会と関係省庁との関係というお尋ね、この2つについてそれぞれ担当の方から御回答いただきたいと思います。

まず、保障措置について外務省よりお願いします。

○外務省 外務省でございます。どうぞよろしく願いいたします。

先週、伴委員から御質問のございましたプルトニウムの国際管理、保有量の公表の措置の概要についてでございますが、これは当室の所掌でなかったものですから前回お答えできませんでしたので、今回、所掌課に聞いてまいりまして、お答えいたします。

まず我が国を含みます9か国、具体的に申しますと我が国、アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国、ドイツ、ベルギー、スイス、それから、IAEAは各国のプルトニウム管理の透明性を確保すべきとの観点から、1997年にプルトニウム国際管理指針というものを作成いたしました。同指針のもとで、これらの国は自国のプルトニウムの保有量を自発的にIAEAに通報しておりまして、IAEAの事務局はこれら通報を取りまとめてIAEA加盟国回覧文書（INFCIRC）として毎年対外公表しております。

我が国の対応といたしましては、プルトニウムの保有量の内容につき関係省庁、経産省と文科省でございますけれども、これは研究機関とか業者がございまして、こういう省庁から内閣府の原子力政策担当室が情報を取りまとめて、原子力委員会の定例会合、これはIAEA総会の1週間前に行われるものでございまして、9月でございますが、そこで承認を得た上で、外務省経由でIAEA事務局に対して口上書をもって本件通報を実施しているところでございまして、こういう措置をとることで日本としてはプルトニウムの保有量を公にしております。

以上です。

○大西座長 ありがとうございます。

それでは、同じく保障措置について、文科省からお願いいたします。

○文部科学省 浅田委員から前回、我が国の原子力の平和利用への国際的な信用が低いのではないかという御質問、そのためにさらなる情報発信とか査察官のレベルアップが必要ではないかという御質問があったと存じ上げております。

我が国の原子力への平和利用についての信用がどれくらい国際的にあるかというデータが実は手元にはございませんので、これについて客観的な御説明というのはなかなか難しいところでございますが、ただし、一般論としまして我が国は世界の非核兵器保有国の中でも最も多くの核物質、ウランとかプルトニウムといったものを持っております。また、最もレベルの高い先進的な原子力技術を有しているという事実はございます。

そういった観点から、現在、日本はIAEAの保障措置、査察の最大の対象国となっております。こういった状況でございますので、一般論として国際社会が我が国が本当に原子力の平和利用を行っているのかという心配を抱くというのは、当然ながらあり得ることだと思っております。特にマスコミのところでありまして、政治の世界で核保有のシミュ

レーションといったものをしてらどうだといった御議論があることを、国際社会のほうはどういったイメージで見るといったこともございまして、我々の保障措置をやっている担当の者としましては、こういった面も日本の平和利用の信用に対してはマイナスの影響があるのかなと正直思っております。

今日は、どうすれば国際的信用を維持、高めていけるか。これは簡単に申し上げまして、全ての我々が持っている核物質を IAEA との協定に基づいて全て IAEA に申告し、第三者、国際的な、中立的な機関である IAEA の査察を適切に受ける。これに限るのではないかと思っております。

この活動ですが、これまで日本は 1977 年にこの条約に加盟して以来、ずっと IAEA の保障措置については全面的に協力しております。昨年度の結論でございますが、昨年 IAEA は 178 カ国に対しまして保障措置を実施しております。そのうちの 58 カ国に対しまして全ての核物質は平和活動の中にとどまっているという評価を下しております。我が国はこの 58 カ国の中に入っております。これまでずっとこの評価を日本は得続けているということが事実としてございます。

我々としましては、この IAEA の保障措置をこれからも適切に継続してきちんと行くことに尽きるのではないかと思います。

それから、情報発信という意味におきましては、毎年 IAEA はこの全ての保障措置の活動結果を国際的に公表してございます。国内におきましても私どもから原子力委員会に文科省が持っている詳細なデータを添えた形で御報告申し上げておりまして、文科省も自ら公表を行っているところでございます。

ただし、公表を行う際には全体の取りまとめの結果は出しておりますが、個々の保障措置の結果については幾つかの観点から慎重な対応をしております。

1 つは IAEA と全て共同で行っている査察でございます。我々は全ての核物質のデータを IAEA に申告し、IAEA から査察を受けるのですが、全ての査察に我々の日本側の査察官を同行して、同じアクティビティを必ず行うようにしてございます。IAEA からいろんな疑義が投げかけられたときに、きちんと拝聴するためという考え方でございます。

こういった全ての活動をオープンにしますと、IAEA の査察のノウハウが国際的に出てしまうという IAEA 側の懸念もございます。また、査察のいろんな活動、データの中には PP 情報、テロ対策上情報管理が必要なデータも含まれています。詳細な核物質の種類でありますとか量、それがどこにあるのか、施設の設計データなども全て査察情報としてございます。こういったものをきちんと管理しなければいけない。

一番大事な点は、査察の情報を全て出すと、我が国に対して悪意を持っている国から査察の結果というものを悪用されかねないという懸念もございます。実際、昨年そういうこともございました。そういった観点から詳細な個々の査察の情報開示については慎重に行っているところが事実としてございます。

もう一点、先生のほうから日本の平和利用への信用が低い理由としまして、日本側の査

察官のレベルが低いというお話がございました。IAEA と査察というのは常に一対で査察官が立ち会っているわけですが、その際に技術的な疑義があれば、それに対してきちんと反証しないといけないという重い責任を負っております。そういうことで専門性が求められるということで、我々としましては省内のローテーションで専門家が育たないのではないかという御指摘もあったとお聞きしておりますが、そういうことがないように法に基づきまして、核物質管理センターを指定機関という形で指定しまして、査察の専門家、試料分析の専門家、情報処理の専門家という、保障措置に必要な専門家を常にきちんと維持しまして、IAEA への査察対応を行っております。

実際に日本の査察というのは IAEA との関係でも非常に長い歴史を持ってしまして、長い経験、そしてノウハウがそれなりに蓄積されてございまして、現在アジア諸国が原子力を導入するに当たりまして、保障措置体制の確立を今、急いでいるという中で、我が方の査察官もトレーニングといった形でアジアの国々に協力を行うという立場でございまして、我が国の査察官のレベル、保障措置体制のレベルにつきましては決して低くはないということだけは、当事者として申し上げたいと思います。

以上でございます。

○大西座長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御回答いただいた方は間もなく退席されるということでございますので、御質問がありましたらこの場でお願いします。

○浅田委員 御説明ありがとうございました。

若干誤解がありましたので、その点だけ正しておきたいと思います。私は先日の会議において日本による原子力平和利用に対して国際的信用が低いということを申し上げたのではありません。

日本は、今御説明がありましたように、平和利用の観点から世界で最も多くの核物質を保有している国の一つであって、しかも技術的にも高いものを持っているということで、それだけに逆に平和利用に徹しているということを常に明確に示さなければならないという立場にあると思います。そういった観点からの重要な施策は、一つは対外発信であって、もう一つはいわば自発的に行われている国内の査察によって、平和的利用であることを国際的に明確に示すことだろうと思います。

その中で IAEA の査察と同時にやられている国内の査察において、IAEA の査察官の目から見て、それは場合によっては査察官のローテーションが原因かもしれませんが、ややこれでは問題であるというように見られているということを何度も耳にしましたので、そういうことは日本の平和利用のデモンストレーションのためには非常によくないのではないかと申し上げたのであって、日本の平和利用について国際的な信用が低いということを言ったわけではありません。日本は平和利用については、これは多分、前回も申し上げたと思いますけれども、主要な原子力利用国として統合保障措置に最初に移行しましたし、拡大結論ということで全ての核物質が保障措置のもとにあるということにつ

いて IAEA からお墨付きをもらっていますので、それを疑うものではありません。

しかしながら、今後のプルトニウムの蓄積と、それをいかに利用するかということについての見通しが不明確になっている今日、平和利用であることを対外的に示すことは益々重要になると思うのです。そういうふうな将来的なことも考えると、やはり平和利用を日本は確実にしておるということを示すことは大事ではないか。そういう趣旨で申し上げたわけでありまして、平和利用の国際的信用が低いと言ったつもりはございませんので、その辺りに誤解がありましたら正しく御理解いただきたいと思います。

○大西座長 吉岡委員、どうぞ。

○吉岡委員 ありがとうございます。

日本の取組方についてはよくわかりまして、つまり IAEA 保障措置は査察を含めて適正に受けており、かつ、みだりに具体的査察情報をオープンにしないという、これが基本姿勢だと認識しましたけれども、一方で日本はウラン濃縮とか再処理とかやっているわけですが、今、言った条件があらゆる国にとって普遍的な条件なのか。ウラン濃縮や再処理を、やるやらないにかかわらず、IAEA の保障措置を適切に受けてみだりな情報を出さないという、こういう条件を守る国は適切だと、つまりウラン濃縮や再処理をやってもいいのかとか、そういうふうな判断をされているのかどうかを、任務の外かもしれませんが、任務の外でしたら答えなくても結構ですが、できればコメントをいただきたいと思います。

○大西座長 今のは説明者本人としての考え、IAEA の考えですか。

○吉岡委員 文部科学省です。

○大西座長 いかがでしょうか。

○文部科学省 まず事実関係から申し上げますと、IAEA も査察の年間の結論、全体の結論につきましては公表してございますが、特定のそれぞれの国の個別の査察情報というのは全く公表してございません。それがまずファクトでございます。

我々のほうも、先ほど申しました3点の懸念事項がありまして、積極的に査察の活動の内容をオープンにすることは現在はしてございません。ただ、一方で国際的に日本がちゃんと核不拡散のもとでのルールを守っているということをいかに国際的に伝えていくかというのは非常に大事な点でございまして、それをどうやったらいいか悩ましい問題でございます。

ただ、日本が自らやっていますというよりは、基本的には IAEA のほうから第三者がきちんと見て大丈夫だと言っていたとというのが、一番国際的には信用が得られるのかなと思っていて、それをどういうふうにやっていくかというのは IAEA ともこれからずっと議論していかないといけないかなと思ってございます。

○吉岡委員 ありがとうございます。

○大西座長 和気委員、どうぞ。

○和気委員 重ねてご意見をお聞かせいただきたいと思いますのですが、日本国内でプルトニウムの管理を含めた状況を原子力委員会にお諮りして、承認を得るといふ我が国における国内手

続きに関して、現行のこのような原子力委員会による国内チェック体制に対して、国際機関である IAEA などが平和利用への担保という観点から、どの程度評価しているのかについて、ご感触でも結構ですので教えていただきたいです。

○大西座長 今のは外務省さんへの御質問ですね。

○外務省 お答えしますと、こういう国内の手続をとっていることについて、IAEA がどういうふうに関係しているかという情報はございません。当然のことながら外務省が外交ルートを通じて他の国際機関に日本政府のものを渡すときには、日本国内でしっかりした、その時々の方針に基づいた措置がとられた後のものを政府のものとして送りますから、現行法体制のもとでは原子力のプルトニウムの保有量については各省が集めたものを内閣府が取りまとめて、原子力委員会がそれに承認を与えるというシステムでございまして、それを通じたものを外交ルートを通じて IAEA に渡しているというだけだと思います。

○大西座長 よろしいですか。

○和気委員 文部科学省さんも御意見があればお願いいたします。

○文部科学省 私どもと原子力委員会との関係でございしますが、個別の保障措置の内容については原子力委員会のチェックなどは受けておりません。全体の年間の活動結果、IAEA の評価結果、それから、日本の活動内容の概要を毎年御報告申し上げているというのが事実でございまして。

○大西座長 よろしいでしょうか。

それでは、文部科学省におかれては、どうも今日はありがとうございました。

続いて、放射線利用に関する原子力委員会と関係省庁との関係について、これもお尋ねがあった件なので事務局からお答えをお願いします。

○国家戦略室 事務局から御説明させていただきます。

前回、伴委員から、また、和気委員からもエネルギー以外の放射線利用について検討する必要があるというお話をいただいておりますので、それについて関係省庁の考え方を確認しました。

まず、どういうものが原子力委員会でこの放射線利用でやられているかというのを御説明するために、資料 1 を用意させていただきました。資料 1 は今年 5 月 29 日に原子力委員会の新大綱策定会議において出されたもので、放射線利用について議論されたときの資料でございまして。

5 ページに放射性同位元素の利用の現状ということで、農業分野、医療分野への応用というものが書かれていますが、そういう意味では関係する省庁としては農林水産省さん、厚生労働省さんとなります。

以下の 6 ページに食品照射についてというようなこともございまして、これらについて原子力委員会のほうで検討されて、8 ページ以降、どういう議論をしていくべきかというのをまとめておられます。

18～19 ページに医療用の放射線源  $^{99}\text{Mo}$  の供給のあり方について御議論されていて、19 ページの上にオレンジ色で囲まれています。こういうような提言というか、議論を原子力委員会でされているという意味では、原子力委員会のかかわり方というのはこういう形で、それぞれの利用について一種の提言なり御指摘をされているという認識でございます。

これについて各関係府省がどのようにお考えか、また、どういう関係で今、行政の中でやられているかというのを確認したところ、資料2が農林水産省から出された資料でございます。1枚紙でございますが、原子力委員会は原子力政策全般の方向性を提示しておられて、その中に農業関連のこのような記載がある。農林水産省はこの記載に沿った形で各種事業を実際にやられている。原子力委員会から求めがあれば、どのような状況かというものを説明してきているということでございます。

基本的に厚生労働省さんも確認をしたところ、関係としては農林水産省さんの感じと同じスタンスでございます。では原子力委員会が仮に廃止とかなったときの影響について確認したところ、両府省さんとも基本的に中立的というか、ニュートラルな感じでございます。各省としては各省の所掌の範囲内の放射線の利用についての取り組みはされていく。原子力委員会から方向性がこれまで示されているのですが、実際の接点としては年に1～2回という程度の接点ということでしたので、そういう意味では中立的なスタンスということが両省のコメントでございました。

というのが利用についての関係省庁のスタンスでございます。

○大西座長 中立的というのは、なくなっても影響は受けないということですか。

○国家戦略室 大きな影響はないという御判断だと思います。

○大西座長 続いて、御要望があった主要国における原子力行政体制についてということと、類似の審議会等の組織についてありましたので、これについて説明をお願いいたします。

○内閣府 それでは、内閣府でございますが、資料3「主要国における原子力行政体制について」に沿って御説明申し上げます。

2ページと3ページは、第1回で御説明させていただいた資料の中にあつたものと同じものでございまして、2ページ目は日本を筆頭にそのほかの国々の大まかな行政体制を記載させていただいているものでございまして、おおむね先進国では規制と推進の分離がかなり以前にされていることが多いといった内容でございます。

3ページ、いわゆる発展途上国などでは、原子力委員会的な統括的な組織を重視した組織体制となっている場合が多いといったものでございます。

主要国といたしまして、4ページと5ページにおきまして核兵器国としましてアメリカとフランス、また、非核兵器国ないし脱原子力、減原子力という方向性を打ち出したところとしましてドイツないしはスウェーデンの4カ国を調べさせていただいたものでございます。

まず4ページ目のアメリカでございますけれども、最も原子力関係の行政体制で大きな

省としましてはエネルギー省がでございます。エネルギー省の中に次官と銘打っておりまして、大きな局といった感じでございますが、一番上が次官で、その下に核エネルギー担当とございます。さらにこの次官の下には化石エネルギーでございますとか、再生可能エネルギー、電力といった部門がぶら下がっておりまして、いわゆる我が国の資源エネルギー庁に当たる局でございます。その下に次官（科学担当）とございます。ここでエネルギー関係の研究開発を統括しておりまして、我が国文部科学省のエネルギー関係の研究開発に相当するような部局かと思えます。

その下にブルーリボン委員会とございます。こちらはここに書くのが組織的に適切かどうかというのはやや難しいところでございますが、オバマ大統領が第1回目の当選をされたときに、ユッカマウンテンという高レベル放射性廃棄物の最終処分場の計画がブッシュ政権下で進んでおりまして、それに対する反対がオバマ大統領の公約の1つでございました。したがって、そのユッカマウンテンの最終処分場の問題をどうするのか、また、最終処分場がユッカマウンテンでなくなったときに、どう放射性廃棄物を管理していくのかといったことを議論するための有識者を集めた委員会とございまして、かなり大統領のイニシアチブの下ではございますが、形式上はエネルギー省の長官直下という形で置かれているものでございます。

その下にいきまして、原子力安全保障担当の次官とございまして、ここは我が国ではなかなか相当する機関がない、いわゆる国防総省との関係が深い核兵器の製造管理に非常に強い影響力を持っている組織とございまして、そのほか原子力行政体制といたしましてはまさに国防総省、国務省とございます。また、御承知のとおり、安全規制は通常の行政体制とは独立した形でNRCが置かれてございます。

特徴としましては、左上に大統領直下と括弧書きで書いてある組織としまして、ホワイトハウスの科学技術諮問委員会とございますとか、国家安全保障会議（National Security Council）といったものが置かれておりまして、実際の政策判断とか政策変更といったことは、ホワイトハウスの下にある委員会や一定の事務局がここに貼りついてございますが、そこが行っているものと思われま。

フランスでございますけれども、左上のところにやはり大統領直下とございます。第2回で原子力委員長の近藤が、フランスにも原子力委員会的なものが秘密会ではあるがと申し上げたと思いますが、この会議の存在自身は公表されているものでございます。

会議の構成といたしましては7ページに若干詳しく記載させていただきましたが、基本的には閣僚級の関係する閣僚と、行政庁としてCEAという原子力及び再生可能エネルギーに特化した行政庁の長が主に参画している部分とございます。ただ、この開催とか議論内容などが秘密という位置づけで普段行われているというものでございます。

その大統領の下に、省といたしましてエコロジー・持続可能開発・運輸・住宅省とございますとか、経済・財務・産業省とございますが、我が国と省と局の関係が恐らく異なると思われまして、複数の省の管轄のもとにエネルギー・気候総局という形でございまして、

このエネルギー・気候総局のもとに原子力関係ないしはエネルギー関係のさまざまな行政の実務部隊がぶら下がっている。特にフランスは中央集権的な側面が強い国でございます。元国営のフランス電力がいまだにほとんどの電力を供給している状況でございます。また、廃棄物の管理を行う国営の組織、実際に促進のほうの行政をやっております CEA、また、AREVA も実質的には国有の会社に近いものでございます。こういった利用促進とは別の流れといたしまして、水色の安全の組織がつけられているといった形でございます。

5 ページ、ドイツでございます。御承知のとおりチェルノブイリの事故以降、かなり減原子力、脱原子力といった方向が出されてきておりまして、正式にきちんとした方向として出たのが 98 年のことかと存じます。その段階で脱原子力といわゆる再処理を行わないというのが明確になったと理解しています。

組織体制でございますが、この橙色の連邦教育・研究省と連邦経済・技術省で促進、利用ないしは研究開発を行っておりまして、連邦環境・自然保護・原子炉安全省で安全管理を行っているものでございます。この安全省ができ上がりましたのは、チェルノブイリの少し後といった位置づけだったと理解しているところでございます。

ちなみにドイツにおきまして直近ございましたのは、7 ページの下半分にお進みいただきますと、一旦ドイツは原子力利用をしばらく維持すると方向転換いたしました。今回の 3.11 の事故を受けまして、また脱原子力を明確にしたという経緯がございます。その際にメルケル首相がいわゆる倫理委員会と称されているものをつくられて、そこで書いてございますとおり、電力や原子力と無関係の知識人 15 名から構成される委員会をつくりまして、その答申を受けて脱原子力の政策を決定したということでございます。

その過程におきましては 2 番目の〇にございますが、従来から設置されておりました原子炉安全委員会といったような、もう一つ原子力関係の専門家からなる委員会と両方に同じ諮問をいたしまして、それぞれがかなり違う答申を出した結果、倫理委員会の答申をメルケル首相として尊重したと聞き及んでおりまして、そこで 1 つの政治的な決定がされたということかと理解しております。

ここにはございませんが、当然ドイツは省の上に首相府がございまして、恐らくそこが何らかの調整機能を、フランスとかアメリカにおきましては大統領府が調整機能を果たしておると理解しております。

5 ページの右側はスウェーデンでございますけれども、こちらはかなり国の規模が小さくなってきているということでシンプルな形でございますが、企業・エネルギー・通信省が促進で、安全規制が環境省の下にございます放射線安全機関で行っているところでございます。こじんまりとしていますので、かなり首相のもとで総合調整が実際には図られていると理解できるかと思えます。

ちなみに、やはり 1980 年に原子力を廃止することを議会決定しておりますし、それをしばらく維持するというのを 2006 年に 4 党合意といった形で脱原子力政策の撤回をやっております。議会ないしは閣僚級、党首級レベルでそういった政策判断をしているという

ことではないかと思われるところでございます。

6 ページ、スウェーデンはなかなかわからないのでイギリスに国が変わってございますが、各国で原子力にかかわる大きな政策の確認でございますとか、転換を行っているときに、特にレポートなんかを出した場合に関しまして、どのような内容のものをどのような作成主体がつくっているかということを書かせていただいております、エネルギー省でございますとか科学技術諮問委員会というのがアメリカでございますし、フランスですとエネルギー・気候総局、イギリスですと DTI といったところがやっておりますけれども、恐らくではございますが、相当政治レベルでのイニシアチブがあったものだと考えられます。

7 ページは先ほど御説明させていただきましたので、飛ばさせていただきます。

8 ページ以降は御参考までということでございまして、以上のような各国の電力構成でございますとか、原子力発電比率といったものをつけさせていただきます。

10 ページ、参考 3 は IAEA の関係で申しますと、本年 9 月に定例の総会があったところでございますが、3. は各国の Head of Delegation でございますけれども、我が国からは外務副大臣に御出席いただきまして、そのほかアメリカ、フランスといったところはまさに DOE の長官でございますとか、フランスの CEA 最高顧問は前長官といった方でございます。ロシア、韓国、中国は原子力関係者が出てきておりまして、イギリス、ドイツ、カナダ、スウェーデンは外交官、大使がヘッドとして出席している。そのような感じになってございます。

簡単でございますが、以上でございます。

○大西座長 ありがとうございます。

続いて、類似の審議会等組織について御説明をお願いします。

○国家戦略室 資料 4 をご覧いただければと思います。

浅田委員から行政組織を考える際に幾つかの類型があって、それがそれぞれどのような委員でなされているか、また、事務局の体制はどうか、法的根拠は何かというものを整理できませんかというお話がございましたので、資料 4 で少し整理を試みました。

1 ページ目に組織の類型についてということで、憲法に基づくものから法令に基づかないものまで、幾つかの類型に分けさせていただきます。専らこの関係で出てくるのは法律に基づくものというところで行きますと、よく言われる行政組織法上の 3 条の委員会。この中に原子力規制委員会や公正取引委員会が入ります。

行政組織法の 8 条の委員会に原子力委員会、宇宙政策委員会、総合資源エネルギー調査会といったところがありまして、この 3 条でも 8 条でもなくて他の法令で決まっている重要政策に関する会議として、総合科学技術会議が位置づけられてございます。

その下に法令に基づかないものとして、閣議決定に基づくものが国家戦略会議でございまして、実はエネルギー・環境会議は閣議決定でもなく、この国家戦略会議の決定として置かれているものでございます。

2 ページにその代表例と委員の体制及び事務局の体制を、各形態ごとに幾つか代表例をとって書かせていただいております。3 条委員会の原子力規制委員会ですが、こちらは委員長及び委員 4 人で国会同意、任期は 5 年、原子力規制庁が事務局という形になってございます。

8 条委員会に原子力委員会を書いておりますが、その下に宇宙政策委員会。これは委員 7 人で総理大臣任命でやっておられます。

総合科学技術会議はその下にございますが、これは総理大臣と閣僚と有識者全部合わせて 14 人以内。これは国会同意人事でございまして、内閣府に事務局 80 人体制ぐらいであるというものでございます。

エネルギー・環境会議が一番下にございますが、これは国家戦略会議決定で特に任期等は決まっております。これ自身全部閣僚会合でございまして、事務局は国家戦略室でやっております。

それぞれの権限等につきまして 3 ページ目に書いてございます。これは基本的にそれぞれの法律でどういうことをやるかというのが決まっているところでございます。

4 ページに参考と書いていますが、3 条と 8 条委員会について整理しております。先ほど国家行政組織法の 3 条と 8 条と言っていますけれども、4 ページの左上にそれぞれの条文が書かれておまして、右側に別表第一ということで 3 条に該当する機関を書かせていただいております。

以上でございます。

○大西座長 ありがとうございます。

それでは、今、幾つかの点について説明をしていただきましたが、御意見、御質問がありましたら全体まとめて時間をとって質疑応答をしたいと思いますので、お願いいたします。

○吉岡委員 ありがとうございます。

資料 3 にかかわることですけれども、推進と規制にかかわる行政組織を分離という表現が全体としてされているわけですが、私の意見ですけれども、推進組織というのはなくともいいという認識で、例えば日本には自動車推進委員会もありませんし、電子工業推進委員会もないわけで、ほかの国を見ても別にドイツの組織というのは推進を目的としてはいないと思うのです。だから重要なのは安全規制組織は必要ですが、もう一つの推進と一括されている組織というのは、実際の内容というのは安全規制以外の政府・民間事業の規制、及び政府事業の推進、この両者を行う。だから別にそれは推進である必要は全然なくて、例えば資料 4 の 8 ページの原子力委員会の設置法は大体そのような内容で推進という規定はないわけです。

だから政府事業と安全規制以外の規制というところ、そういうふうに整理し直した場合に、諸外国の分類というのは微妙な影響を受けるかなと思っております。だから推進と規制の分離という言い方を変えれば、別のものが見えてくるかもしれないなという、一般的

なコメントです。何かコメントがあればどうぞ。

○大西座長 ほかに御意見ございますか。

○伴委員 外務省の方に答えていただいたのですが、私が質問したのはそういうことではなくて、外務省として IAEA に報告をしているのですけれども、その国際管理指針と日本の原子力委員会が定めた管理状況の公表のレベルがそもそも違っているわけです。国際管理指針はキログラム単位は求めていないけれども、原子力委員会はキログラム単位を求めている。それを原子力委員会として公表している。これは透明性の確保ということで対外的なことを考えて、踏み込んでそういうキログラム単位の発表にしているのですけれども、それを外務省としては積極的に対外的に公表しているのでしょうかというのが私の質問でした。

それは原子力委員会と外務省との関係になってくると思うのですが、それについてのお答えがなかったので、お答え願いたいと思います。

○大西座長 いかがでしょうか。

○外務省 保障措置のことに関わる問題ですので、当室の所掌の中できちんとお答えすることはできませんので、次回お答えいたします。

○大西座長 では、議事録は送れますので、正確を期すために、後で御質問の趣旨を文章にして伝達するというふうにしましょうか。

○国家戦略室 来週頭には出てきますので、今、御指摘のラインであればそれをそのまま。

○伴委員 前回も後で説明させていただいたのですけれども、それでいいです。

○大西座長 ほかに全体を通して質問があれば。よろしいでしょうか。

それでは、今の議題については以上とさせていただきます。御説明に当たった方もありがとうございました。

2つ目の議題に移ります。前回の会議の最後に私のほうから委員の皆さんにお願いをしていたわけです。それは3点です。冒頭で副大臣がおっしゃったことを少しモディファイした3点であります。それを踏まえて御提出いただいた意見あるいはこれまでの議論などについて事務局に整理をお願いして、議論の整理をしていただいています。それが資料5になりますので、それを今から説明をしていただいて、それをもとに意見交換をするということで、今日残った時間を使いたいと思います。

それでは、お願いします。

○国家戦略室 それでは、資料5を御説明させていただきます。

先ほど座長の方から御説明がありましたとおり、これまでの議論及び前回座長からの御依頼で、それぞれ委員から意見を提出していただいたものを整理したものを資料5としておりまして、資料6に実際に各委員から御提出していただいた意見そのものを配付させていただいておりますので、もしも各委員から補足が後ほどあれば、これを使って御説明いただければと思います。

資料5を御説明させていただきます。まず最初に1ページからこれまでの議論の中で現

在の原子力委員会が担っている機能というものがありませんでしたので、それを整理させていただいたのが1～3ページでございます。

大きく分けて、まず機能としては基本方針全体、原子力政策の基本方針の企画、審議、決定という機能があるのかなど。一番大きいものは業務内容のほうに書いておりますが、原子力政策大綱の策定というものがございまして、このほか核燃料サイクルの施策についてですとか、個別の政策についての方針についても原子力委員会で策定しておられました。また、政府からの依頼に応じて提言という形で、例えばコストの試算等をやっていたり、あるいは自らの提言として原子力人材の提言というものも、これはまさしく今、取りまとめられておりますこういうような取り組みをされておられる。これが1つの機能。

2つ目の機能としては技術評価というものがこの場でも出ておりましたが、特に再処理技術あるいは高速増殖炉等の技術評価というものをやられている。もう一つ、評価としては政策評価というものも政策評価部会においてやられて、それを受けてさらに学術会議に所見を求めたという事例もございまして。

2ページ、もう一つの大きな、特に今回の議論の中でよく出てきますのは原子力の平和的利用の担保という機能があるかなということ、そこを1つ整理させていただいております。中身はプルトニウム利用に関する透明性の確保あるいは国際社会と協調した核不拡散・核軍縮の確保、原子炉等規制法に係る意見というものを原子炉の設置・変更許可に際して意見をされている。この辺が大きな1つの機能ではないかということでもまとめさせていただいております。

その下が複数の行政機関にまたがる部分の調整というものがございまして、1つ目が実際の原子力政策に対する国内調整と、あとは原子力関係の経費の取りまとめ的な役割を果たされている。

その次が国民対話・対外説明ということで、原子力政策に関しての国内での国民との対話のいろんな諸活動あるいは海外への説明といったことをやられています。

次が国際協力・国際貢献ということで、国際的な原子力の安全確保の観点から海外の関係機関との交流促進、関係構築を着実にされている。これが機能としては挙げられていたかと思っております。

3ページ目の一番上は、原子力白書に代表される情報の整理的なもの。

次は原子力試験研究の助成ということで、試験研究の課題の選定・評価というものがございました。

その他というのは、法定業務でそれぞれ特定放射性廃棄物の最終処分法に係る意見であったり、日本原子力研究開発機構の目標あるいは理事長任命の際の意見というものがあつた。おおむねこれまでの議論あるいは原子力委員会事務局等々からといった形で整理されるとしたら、このようなものになるかなと思っております。

4ページ目は今、申し上げた機能を設置法上の所掌事務との関係を整理させていただいたものでございます。

これらの機能を念頭に置きながら、5ページ以降、以下のように整理させていただいております。

5ページがまず原子力委員会の現状をどのように評価されているかというのを、各省からの意見と各委員からの意見という形で整理させていただいております。各省からは前回のヒアリングを中心に整理しておりますが、外務省さんからは原子力に関する専門的な知見を相談し得る場としての原子力委員会という言及があったかと思えます。

文部科学省様からはオールジャパンの基本的な方針の提示あるいは各府省の施策の評価・検討、関係経費の見積もり方針の決定、事業者のプルトニウム利用計画の確認といったものが主としてやられている機能としてお話がありました。

経済産業省様からもその政策全般の方向性の提示、プルトニウム利用計画の確認等の原子力平和利用の担保といったものをやられている。また、経産省さんから横断的・専門的立場からいろいろ検討・審議をしてもらっているというお話がありました。

委員からの御意見の中には、森田委員から2001年の行革以後、すなわち大臣が委員長でなくなった後、特に通常の審議会の位置づけなり機能も実質的な権威も弱まっているのではないかという御指摘がございました。中西委員からも、やや機能の空洞化という御指摘がございまして、城山委員からも原子力全般、エネルギー政策全般においてはやや別のところで決まるという形がありまして、そういう意味で原子力委員会の外で原子力の役割みたいなのが議論されがちになっている。また、核燃料サイクル、最終処分については十分機能していなかった。このような御指摘がございました。

6ページ以降が前回の座長からの質問に対する整理でございまして、1つ目が機能で引き続き必要な機能あるいは不要な機能として、どのようなものがあるでしょうかというものがございまして、それについて整理させていただいております。文部科学省、経済産業省からはそれぞれヒアリングの中で平和利用の担保について必要、また、大きな基本的な方針、特に経済産業省から中長期的、総合的観点からそういうものを検討・審議する、また、放射性廃棄物の最終処分のあり方等がその例示として挙げられておりました。

委員からの意見をその下に書いてございますが、共通して平和利用の担保機能の話、また、使用済核燃料の話、もう一つは原子力研究の大枠を決める機能といったような御指摘がございました。

下の2つ、エネルギー利用以外の放射線の利用のところは今日御説明させていただいたとおりです。ここのところはまだ御説明していなかったもので、御指摘としては検討が必要ということだったと思いますが、ここの点については各省の感じは先ほど御説明したとおりでございます。

同様に和気委員と伴委員から、国民的議論や国民からの信頼の確保などの機能というの、念頭に置いて議論すべきだという話があったかと思えます。城山委員からは、与えられた所与の目標のもとで核燃料サイクルに関する方針の策定、最終処分に関する方針の策定、一定の技術の維持・開発や人材の維持、国際的信頼を得る等のための平和利用の担保

といった機能は必要ではないかという御指摘をいただいております。

不必要な機能のところは前回余り明示的ではなかったのですが、長期的な観点とはいえない事務の調整のような部分については不必要ではないか、委員からの御指摘の中では、伴委員から、原子力政策の基本方向は、例えばエネルギー・環境会議が担うことで必要十分ではないか、という御指摘があったかと思えます。山地委員からは研究開発面については総合科学技術会議があり、独立機関の必要性には疑問があるという御指摘もいただいております。

7 ページでは原子力委員会の組織について見直しの方向はどのような方向か、あるいは見直す必要はないかという質問についての意見を整理させていただいております。

関係省庁からは、経済産業省、文部科学省からは機能が維持されるのであれば、その形態自身にはこだわりませんというお話だったかと思っております。外務省からそもそも原子力委員会があるかないかということ自身に中立的というお話だったかと。ですから専門的な相談の場というものがほかの行政官庁にあれば、それでいいというお話だったと思っております。

委員からの意見としましては、城山委員からもう少し全体的な問いというか考え方として、原子力委員会の見直しだけの検討をするのか、あるいは原子力委員会の見直しと関連させて、安全以外の原子力行政全体のあり方も見直すのかという選択肢があるので、この2つの視点をどのように考えるのかということだと思えます。

これについて、その次の行政組織のあり方で各委員からいただいておりますが、各委員からの意見はどちらかと言うと後者、すなわちその他も含めてこうしたらどうかという案をいただいておりますので、視点として後者に近い視点でお考えになられているのかなと考えております。中西委員からは、何らかの統括機関が必要というコメントがあります。

他方、森田委員からは海外の動向等を踏まえると、企画調整機能に関する権威ある機関、すなわち原子力委員会を省庁横断的に企画調整するような機能は、先進国等々では必要性が低下しているのではないかという御指摘がございました。これは原子力委員会というよりは海外の動向を踏まえた御指摘だと認識しております。吉岡委員からは、出口戦略を中立的かつ第三者性を持った組織で担うべきという観点で、この原子力委員会を見直すべきという御指摘をいただいております。

原子力委員会の代替となる行政組織のあり方、代替が必要だという場合の組織のあり方についての意見でございますが、中西委員からは原子力庁、そして長は国務大臣という形で設立し、その原子力庁長官に対して勧告権を持つ専門家委員会を設置するという案がございました。ここでは自ら大綱のような文書を作成するのではなく、エネルギー・環境会議、総合科学技術会議、外務省に対する支援・協力という位置づけを持つという御意見をいただいております。

8 条委員会として存続する場合は、実施権限を持つ府省に対する指示権限の付与と事務局機能の強化が不可欠。森田委員から下にもう一つ出ておりますが、2つの場合分けをし

て御指摘いただいております。今のが8条委員会として存続する場合のコメントでございます。代わる組織を考える場合は3つのパターンを御指摘いただいております。

1つが中西委員と近い意見かと思いますが、大臣を長とする実施権限のある組織で、既存の府省の機能もここに統合するという考え方。

2つ目のパターンが文部科学省の外局など既存の府省に統合する。

3つ目が3条機関として各省の事務を統合し、事務局機能も充実するという3つのパターンが考えられるのではないかという御意見をいただいております。

吉岡委員からは、官邸直属の組織を設置して、その下に各府省が政策を実施するという体制が提示されてございます。城山委員からは、選択肢として内閣府の下の原子力委員会が担う、あるいは原子力委員会を他の省に移管する、原子力委員会の機能を幾つかの機関で分担するというような選択肢が考えられる、検討し得るのではないかという御意見をいただいております。

もう一つ、関係する省の主として安全以外の原子力にかかわる部局を統合し、原子力庁を設置するという方向性もあり得るといふのをあわせていただいております。ただ、平和利用の担保については、残すのであれば現状の8条機関的な組織が適切という御意見をいただいております。

以上でございます。

○大西座長 どうもありがとうございました。

前回の3つの質問というのはどこかに書いてありますか。

○国家戦略室 口頭になってしまいますが、よろしいですか。

○大西座長 はい。一応確認しましょう。

○国家戦略室 1点目が、原子力政策との関係で原子力委員会がどのような役割を果たしているのかという認識。

2点目が、今後の原子力政策の方向性を想起した場合、原子力委員会はどのように見直すべきか、あるいは見直す必要はないのか。

3点目が、仮に原子力委員会を廃止した場合、それぞれの原子力行政にどのような影響が生じるか。代替の行政組織が必要な場合、それはどのようなものなのかという3つでございます。

○大西座長 ということで、今の整理で説明していただいたものだと、今後の原子力政策の方向性が変わった場合にどういうふうに見直すべきかということで、これはなかなか議論しにくいところもあるのですが、含意としては例えば2030年代に原発依存ゼロにするという場合に、これは原子力発電のシェアを低くしていくという政策がとられることになるわけですね。そうすると例えば原子力基本法で書いてあることをどう解釈するかという問題がありますけれども、原子力の研究とか開発利用と書いてあるので、それを常識的に考えると維持なりシェアを拡大していくというふうにもとれる。そうすると、そういうスタンスでつくられてきた組織がそうでない政策になった場合にどうあるべきかという、そう

いう問題が 3.11 に関連して問われているということなのですが、ちょっとそこは議論しにくい面もあるということです。政策の方向がどこなのかというのははっきりしない面がある。

3 番目はそれとも重複しますけれども、これが不要だと言った場合にどういう問題が起こるのかということで、逆に必要な機能を浮かび上がらせて、それをどういう組織で担わせるのかということに結びついてくるということで、大きく言えば今日まとめていただいたような現状の機能をどう見るかという 1 つの議論と、その現状を果たしてきたこれまでの機能の中で、何らか原子力委員会ないしはそれにかわる組織が担わなければいけない、そういう役割は何なのかということ抽出していくとか、整理していくというのが大きなポイントになると思います。

そこで、まず最初のほうの原子力委員会の現状及び評価というところ、今、整理してもらったものの中では 5 のところに特に集約的に現状及び評価というところに出ていると思いますが、キーワードとしてはそれまでの説明にもいろいろ書いてありますが、大きく言えば基本方針あるいは政策というものをつくっていく、そういうことを果たしてきたということと、保障措置を中心として平和的利用についてそれを推進するというか、対外的にはそれを証明するような機能というのがあった。それに関連していろいろ調整機能とか対話機能などいろんなものがあったということでありまして、この原子力委員会が果たしてきた機能を改めて整理すると、どういうふうになるかということ少し議論したいと思います。

これについてどなたか、整理学でもありますが、御発言がありましたら。

○吉岡委員 ありがとうございます。

私が既に過去何回か言ってきたのですが、委員からの意見としては機能は弱く、実質的な権威も不十分だという認識、特に中央省庁再編の行われた 2001 年以後ということで、そういう流れの中で歴史的に見ると、実は原子力委員会が先導的に何かを決めたということが過去にもほとんどなかったのですが、それを本に書きましたが、2001 年以後はさらに地位が落ちて、経産省の計画のほうに先に決めるとか、昔は原子力委員会が決めてから通産省が決めるという関係だったのが逆転をしているということで、存在感が希薄になっているという認識を私は持っていますし、この委員からの意見を見ても大体共通の認識があるだろう。

だからこれをこのままでいいのか、あるいはもっと強化してリーダーシップを発揮できるようにするのかという、まずこの辺がやはり私たちが議論する重要な事項だと思っていて、私としては新しい政府がどうなるかわかりませんが、そのリーダーシップのもとにエネ環会議というのは閣議決定にすらなっていないわけですが、こういうものを総合科学技術会議に類する常設の法律に基づく機関に改めて、新しい原子力委員会をその中に組織として位置づけるという方向で強化するというのが妥当だと私は思っていますけれども、その辺を衰弱しつつある中でどうするのかということがまず議論すべきだと思

っています。

以上です。

○大西座長 今の点で、その場合に強化した原子力委員会、括弧つきが果たすべき機能というのはどういうふうになりますか。

○吉岡委員 私のメモにも書きましたけれども、出口戦略をどう考えるか。これについては政権交代で何が起こるかわからないで保留というのがあると思いますが、それについての結論はここではとりあえず保留にしておくというのが無難なような気もいたしますけれども、仮に出口戦略というものをやる場合には非常に大きな労力が必要となるわけで、過去の半世紀前からの石炭産業と比べると、産業に占める原子力の位置は過去の石炭に比べると大分低いとは思いますが、難しさというのは放射能がからむので 100 年、200 年の単位でやっていかなければいけないという、それは石炭より難しい。だからそういうことをうまくソフトランディングさせるというのは非常に難題であって、専門的な組織で検討しなければいけない。その中で過去に担ってきた機能もそれとの関連で引き続き果たしていくという、一応私としてはそういうアイデアを持っております。

○大西座長 今の点で、平和利用の担保というのはどういうふうに続きますか。

○吉岡委員 特に重要なのはプルトニウム問題であって、余剰プルトニウムを残したまま脱原発とは絶対いかないわけで、余剰プルトニウムを脱原発までに確実にゼロにしていくという、そういうことが重要だと思いますので、その辺が新しい原子力委員会の重要なミッションになろうかと思えます。

○大西座長 ありがとうございます。

伴委員、中西委員、お願いします。

○伴委員 まず私は大きな方向性として、省庁再編のときに政策的なものを審議会で作っていくという方向性を少しずつ脱していこうということが決められたと理解しております。したがって、そういう方向で物事を整理していく必要があるということです。

今日配られた資料によります原子力委員会の機能を色々見ていくと、時間がないので結論的に言うと、平和利用の担保以外について十分に果たしてきたということは言えないのではないかと考えています。

それは権限がないということにも関わってきますし、実際問題として例えば基本方針等々について言えば、結局は経済産業省、文部科学省との事務方のすり合わせの上でこういうものが出てきている、整理しているようなものですね。ここにいろいろ書いているのも依頼があったから、例えばコスト計算等も依頼があったからやったわけで、ほかのところにも依頼が行っていれば、別に原子力委員会ではなければならなかったということはないと思います。そういう目で見ていくと資料的にも原子力委員会が特段調べたものはないのです。みんな各省庁がやっているものを集めてきているということでもありますので、果たしてきた役割は極めて脆弱だったのかなと思っています。

そこで残すべき機能としては、これは平和利用の担保というのは残さなければいけない。

それに際して、私は単に核物質がちゃんと管理されているかということだけではなくて、そういう政策、特に核燃料サイクル政策にかかわることも含めて、それを平和利用の担保という一貫した中できちんと議論し、方針を出していかないといけないと思います。また、場合によっては来年4月から保障措置関係が規制委員会に移ることになっているけれども、その平和利用の担保ということで、機能はここに一元化することも考えられると考えています。

先ほどプルトニウム利用の話が出ましたけれども、日本は濃縮もやっていますので、そういう両方の観点からきちんと平和利用を担保すべき、またはそれにかかわる政策ということについても所掌事務として担っていくべき機能が重要で、それを組織に残すべきだと思います。

そのあり方ですが、権限がなかったとか、内閣府の話で言えば事業者の言質をとることによってカバーしていたというようなことからすると、もう少しきちんとした権限のある組織にしなければいけないと思いますが、しかし、この平和利用の担保に関しては、政治からも独立したものでないともまずいのではないかと思います。

そこであり方としては行政組織法による3条委員会、いわゆる行政委員会みたいなものとして整備していくのがいいのではないかと考えています。

○大西座長 ありがとうございます。

今の中で、原子力利用政策については特に要らないということですか。

○伴委員 はい。

○大西座長 その利用というのは幅があるとしてもですね。

○伴委員 ですから、平和利用の担保というところに関しての部分はあるかもしれないですけれども、いわゆる今やっている総合的な政策大綱をつくるという作業については、基本的に要らないのではないかと思います。

○大西座長 そこでやるべきと。

○伴委員 そうです。

○大西座長 別なところというのは、その場合。

○伴委員 別なところというのは、それぞれの省庁でいかにこれが民主的に選ばれているのかということのチェックをするようなシステムをつくるのと、私は個人的に今度の福島原発事故の国会事故調査委員会の報告書にもありましたように、国会の中に規制庁を監視していくような組織というのが必要であるということが書かれていますけれども、同じように政策というのは、これまでは国会議論になっていないのですが、原子力政策自体を国会の中で議論をしていくような場をつくることによって、そこで民意を反映していくことができるのではないかと考えています。

○大西座長 ありがとうございます。

中西委員、お願いします。

○中西委員 各委員からの提出意見ということで、資料6に私のメモも入れていただいて

いるのですけれども、一度、今、お配りされている資料の前に資料を出してしまして、今日の資料5、先ほど御紹介のあった資料はそちらを前提にまとめているのですが、大きくは変わっていないのですけれども、少し変えたところがありますので、そこも含めて少し手短に申し上げさせていただきたいと思います。

変わっていますのは、いかなる組織が望ましいかという私のメモの2ページ目、資料6の5ページなのですが、もともとは原子力庁ということで先ほど御紹介があったような意見を私は書いたのですけれども、この資料では原子力庁をつくるという考え方ともう一つ、現在できました原子力規制委員会に今、原子力委員会が行っているような機能も付加して、全ての原子力に関する安全その他の規制を全部統括するようなものをつくるというものも、第二案としては提出しております。ですから、そこは少し訂正させていただきたいと思います。その点についてはまた後ほどあり方ということで議論の場があると思いますので、また必要であれば申し上げたいと思います。

原子力委員会の役割については、私は現時点では脱原発をするかどうかということを中心とした議論をすることは、余り生産的ではないと思います。エネ環の革新的エネルギー環境戦略が出されていますが、閣議決定にはなっていないですし、閣議決定された内容であっても立法化されていない以上は今後の政策判断でまた変わるわけでありまして、非常に重要な問題ですので、その点を前提にして原子力委員会の今後というものを議論することは生産的ではない。しかし、これまで既にありましたように、とりわけ2001年以降の原子力委員会のあり方というのは、余り実態を伴っていない形式的な権限に基づいて行われていて、マイナスが大きいというふうに私は考えております。

そこで実態を伴った組織として果たすべき役割としては、1つは原発をやめるにしても続けるにしても、核燃料サイクルをどうするかということと、廃棄物の処分の問題、プルトニウムの管理の問題というのは既にあるわけですし、そのことについては必ず何かの形で対応が必要である。それから、既にお話が出ていますように国際的な観点から見た平和利用の担保ということが、これは表裏一体であるわけですが、その問題についても対応が必要である。

3番目、私のメモでは必ずしも十分強調していないのですけれども、今の2点とも重なっているのですが、やはり国際的な観点、国際的な広報といいますか、国際的に日本の原子力あるいは放射性物質といったものの状況について、きちんと説明できる体制というものが必要であると思います。それと同時にこれもいかなる原発についての政策をとるにしても、国内的な説明責任をどのように政府として果たすかというときに、1つの集合的な意思決定の主体として何らかの政府内での中心的な組織というものがあつたほうがいい。その意味では国内的な広報なり、合意形成の枠組みにおいても役割を果たすべきであると思っております。

○大西座長 ありがとうございます。

浅田委員、どうぞ。

○浅田委員 ありがとうございます。

前回の会議の後に、主要国の原子力行政体制と国内における類似の審議会等の組織について情報をお願いしまして、そのときに申し上げたのですけれども、こういったものを検討した上で考えをまとめたいということで、他の委員のように特に事前に意見を提出してはならないのですが、多くの方が既に意見を提出されていますので、若干考えていることを申し上げたいと思います。最初に指摘すべきは、原子力委員会の将来を考えるというのは、原子力委員会という一組織の問題という狭い話ではなくて、将来の日本のエネルギー政策全体の中の一環としてこの問題を考えなければならないということだろうと思います。

民主党の政権下で、革新的エネルギー・環境戦略という文書の発表を受けてこの会議が行われているわけですが、革新的エネルギー・環境戦略の中では、2030年代に原発ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入するとされています。他方で昨日出された自民党の政権公約を見ますと、原子力発電所の再稼働の可否について順次判断して、全ての原発について3年以内に結論を目指すということが書かれています。

原子力規制委員会の専門的な意見が重要だということでは両党とも同じなのですが、原子力発電に対する方向性は、両党でかなり異なっているように思います。

総選挙の後どのような勢力図になるかというのはわかりませんが、仮に自民党を中心とした政権になるとしますと、エネルギー戦略や原子力政策が大きく変わる可能性があるわけですが、こういったエネルギー政策や原子力政策は国の基本にかかわるものでありますので、短期のうちに、1年、2年の間に二転三転するというのがあるのかという問題があるわけです。

この問題は国内のみならず、国際にも波及する問題でありまして、日本は国内で原子力をみずからセルフコンテインドでやることはできないため、アメリカから燃料を購入し、かつては原子炉を購入して、再処理についてはフランスから技術を導入してきたわけですが、そういった諸外国との関係を考えますと、日本の政策というものがこういった政権交代のために二転三転することになりますと、これは国際的にも日本の政策に対する信頼が確保できないことになりはしないか。長期的な協力関係も結ぶことが難しくなりはしないかと思います。

例えば日米の関係を見ますと、2018年に原子力協定の改定が予定されているわけですが、こういった原子力協定の改定の際に、例えば日本が原発をやめるというふうなことになりますと、直ちにではプルトニウムをどうするのかという話が出てくるわけで、プルトニウムは現在30トン以上が存在しているわけですが、原発をやめる方向になると現在認められている原子力協定上の再処理についても、それに対する包括同意というものが維持されるかどうかかわらなくなるという可能性も出てくるわけです。しかし、そこで政権交代がまた起こって、やはりプルトニウムサイクルをやるんだということになりますと、もはや協定上そういった包括同意がないという場合、一体どうするのかということにもなりかねないわけで、そういった日米関係を例に考えてみても、こういったエネルギー政策

とか原子力政策というものは、政権交代によって大きくは左右されない形の長期的な政策策定というものが重要ではないかと思うわけです。そして、こういう長期的な観点からの政策形成が必要な分野については、そのための長期的な視点で政策形成を行う機関というものもぜひとも必要であろうと考えます。

ただ、政権交代に左右されないということになると、これは原子力の公開、民主、自主の中の民主との関係で問題が出てきますので、そう簡単にはできないだろうと思いますし、そうするとどうするのかということが問題となるわけですが、少なくとも現在の原子力委員会のような形で原子力の政策立案を行っていくというのは、なかなか困難ではないかと思えます。

現在の原子力委員会というのは、省庁改編で委員長が国務大臣でなくなったということと、それ以上に、最近のエネ環会議による政策決定によって、ほとんど原子力委員会としてはやることがなくなった。若干の諮問を受けてそれに対して答えるという程度で、そういった形での原子力委員会を維持していくというのは、ほとんど意味がないのではないかと個人的には考えています。

ですから、そういった制度的に超党派的に維持できるような機関というのは、なかなか民主の原則との関係で難しいということでもありますので、そうすると少なくとも国務大臣を長とするような機関をつくって強力で政策を推進していくことが、少なくとも必要ではないかと考えています。

原子力の平和利用というのは以前の各府省の御説明にもありましたけれども、省庁横断的な問題でありますので、したがって、何らかの独立の機関が強力な権限を持って推進していくのが望ましいのではないかと考えています。

もう少しだけお時間をいただきますと、ではどういうふうな形で具体的に機関を設定するかということですが、既存の省庁に統合するとか、あるいは原子力庁にするとか、3条委員会にするとかいろいろな考え方がありますが、この点については少し考える必要がありますので暫定的な考え方だけですけれども申し上げておきますと、例えば原子力庁をつくるというふうなことも提案として出ておりますが、原子力庁をつくることの可否については今後の長期的なエネルギー政策の中で原子力がどのように位置づけられるかということとも大きく関係しておると思います。原子力をやめていくという中で原子力庁をつくるというのはいかにも政策としてはおかしいわけでありまして、したがって、現段階で原子力庁が望ましいという結論というのは、少し考える必要があろうかと思えます。

他方で30トンから40トンとみられるプルトニウムをどうするのかという問題が別途存在するわけですので、そのことを考えますと、どのような政策決定、エネルギーに関する政策決定が行われても、少なくとも中期的にはこのプルトニウムの処理との関係で、何らかの原子力に関する重要な機関が必要であるということは恐らく間違いないだろうと思えます。あるいは、エネルギー全体についてのこれまでの海外依存度を考えますと、将来的に

は原子力庁というものではなくてエネルギー問題全般を扱う資源エネルギー庁に代わるエネルギー省的なものを考えることも必要ではないかなど、いろいろな考え方がありうると思います。そういった今後の将来的なものについては、もう少し時間をかけていろいろと考える必要があるのではないかと考えています。

○大西座長 ありがとうございます。

ここで議論の前提にかかわることについて、前原大臣から御発言があるということでもありますので、お願いします。

○前原大臣 今日はありがとうございます。お忙しい中、先生方にお集まりいただきまして、熱心な御議論をいただき感謝を申し上げたいと思います。また、遅参をいたしまして申しわけありませんでした。

先生方に熱心に御議論いただいているこの最中に解散となって、極めて皆さん方にはどういうお立場で、あるいは観点で御議論をいただいたらいいかということ、先生方自らも悩まれている方もおられるかもしれません。今の浅田委員のお話を伺っていますとそういう感じもいたしました。

議論の前提を少しお話したいと思います。1つは、まず我々の内閣としては政権交代があるかないかわかりませんが、どういう枠組みになるかわかりませんが、とにかく新たな内閣ができるまでは、我々野田内閣の責務として与えられたことをしっかりやっていくということで、11月27日にエネ環会議を開いて、そして工程管理をしっかりとやります。来週27日と30日に閣議がございますので、どちらかの前後にエネ環会議を開いて、私の担当としては原子力委員会のあり方、グリーン政策大綱についての進捗状況について説明をさせていただくということがございますので、淡々と皆さん方からいただいた御議論、集約内容についてしっかりと確認したいと考えているところであります。

その上でどのような枠組みになるかわかりませんが、私もこの間、2日間の衆議院の予算委員会を聞いておまして、自民党も原発を縮小していくという方向であるし、自然再生エネルギーを拡大していく方向には、最後にゼロにするかどうかは別にして、それは変わらないだろうという感触を私は持っておりますし、自民党さんのマニフェスト、意見公約を見てもそこは大きく変わらないのだろうと思います。

アメリカでスリーマイルの事故が起きてから三十数年間、新たな原発というのができませんでした。したがって、これだけ甚大な福島第一原発の事故が起きた中で日本の国民の世論ということを考えれば、私は新たな原発をつくることには何十年かには、仮に原発ゼロでない内閣ができたとしても、恐らくならないだろう。そして40年運転制限とか、あるいは独立性の極めて高い規制委員会が安全基準を判断するとか、新たな原発というものを新設ということに当面ならないということになれば、最終的にゼロにするかしないかという違いは当面は逆にそれほど大きな問題ではなくて、方向性についてはどのような枠組みができたとしても変わらないのではないかとこの思いを私は持っています。

その上で、実は今までの政権も問題は先送りしてきたというか、決めずに、私は答弁で

フィクションだと申し上げたのですが、フィクションできている面がある。1つは核燃料サイクルというものはこの高速増殖炉というものが完成しない中で、しかし、将来は完成するだろうということで、先ほど浅田委員のおっしゃったプルトニウムの処理の問題については実質先送りをしてきた。そして、そのことについて何か問題だなということでワンスルーのプルサーマルをやり始めてきたということなのだろうと思います。したがって、高速増殖炉を含めた核燃料サイクルが完成するという前提でやってきたけれども、それがまだ実現をしていないということがまず1つ。

2つ目は、バックエンドの問題。これは最終的に相当大変な問題がキャリアオーバーされるのだと思いますけれども、これについても全く手当のないままやっているということだろうと思います。だからこそ田中文部科学大臣は我々の考え方を当初矛盾だとおっしゃいましたが、原発ゼロを目指す、しかし、当面核燃料サイクルは続けるということについて申し上げてきたのは、そういった矛盾というものが今の時点ですぐ解消されるわけではない中で、しかし、今までのステークホルダー、これは六ヶ所村やむつ、あるいは原発立地地域、日米原子力協定を結んできたアメリカ、再処理をやってくれたフランスやイギリス、こういったところとは今のまましばらく続きますよという話でないと、しっかりとリードタイムがとれないということの中で、原発ゼロを目指すということを言いながらも、核燃料サイクルは続けるということと言わざるを得なかったのは、我々が矛盾を包括しているのかもしれないけれども、それ以上に今までの原子力政策の推進自体も矛盾をはらんで、あるいは問題を先送りしてやってきたということにほかならないと思っております。

そういう意味では中西委員がおっしゃっていただいたように、原発ゼロにするかしないかということ、そういう意味で方向性としては、あるいは抱えている問題としては変わりませんので、余りにされない中で私は御議論をいただいて、方向性は変わらないと思っております。原発稼働は少なくなっていくでしょうし、そしてそういう意味では自然再生エネルギーも拡大をしていくでしょうし、問題として出てくるのはむしろ稼働ゼロではなくて使用済燃料をこれからどうしていくのか、プルトニウムをどうしていくのか、こういったところがまさに問題になっていくという前提の中で、今の原子力行政をそういう方向の中で進めていく中で、原子力規制委員会というものがあります。そしてエネルギー全般を扱っている経産省というものがあります。そして、その中で科学技術にかかわる問題において高速増殖炉を含めたものをやってきた文科省があります。その中で原子力委員会が果たしてきた役割を精査していただく中で、どういう改編なのかということも含めて御議論をいただくということで、余り私の感覚としては政権交代が仮にあるかないかにかかわらず、どの枠組みであっても方向性としては当面は変わらないという前提でお話をいただければいいのではないかと。

また、逆に皆さん方の御労力を無駄にすることなく、私はまとめていただいたものがどのような枠組みになっても引き継がれるのではないかと考えておりますので、是非そうい

う前提で御議論いただければありがたいなと思っています。よろしく申し上げます。

○大西座長 どうもありがとうございました。

それでは、増田委員、お願いします。

○増田委員 ありがとうございます。

今、大臣のほうから色々縷縷お話をいただきましたので、そのことも前提に置いて座長から3つ指示いただいていることについて、まとめてお話申し上げたいと思います。2001年以降の原子力委員会が果たしてきた機能の中で、いわゆるエネルギー政策全般、そしてその中の原子力の位置づけとかかわり方の点については、いわゆる政策調整業務を原子力委員会が行ってきたわけですけれども、それは各省のホチキス等の形で行ってきたものであって、特に意味のあったものではないと思うのです。

政権が仮に変わったとすれば、エネルギー政策全体が政権交代に左右されるべきではないということではなくて、大きな方向性というのは政治的な決断の上で変わってしかるべきだと思います。今はエネ環会議で決めるということであり、その前は総合資源エネルギー調査会でエネルギー基本計画を決めていくということであって、私はそれはそれでいいのだらうと思います。

大事なことは、どう政治が政策選択をするにしても解決しなければいけない問題として何が残っているかと言えば、平和利用の担保、プルトニウムの保管管理をどのようにしていくのか、これは国際的な信頼のもとで必ずやっていかなければいけない。

2番目が、今もお話にあった核燃サイクルについてです。それをどうしていくのか。

3点目は、使用済核燃料の処分です。大きく言うとこの3つはどのようなエネルギー政策をとるにしても、確実に議論していかなければならない。問題が残っているということだと思います。

この3つの問題について、これまでも特に平和利用の担保について原子力委員会の果たしてきた役割はあったと思いますし、それが今後も非常に重要である。さらに言うと今、言ったようなこと、原子力について、他の分野と違って少し特別に考える必要があるなと思っていますのは、1つは非常に高度の専門性が要求される分野である。これは科学面でもそうであります。それから、社会的な受容性を考えてみても非常に困難だということがあって、そこに非常に専門性が必要になってくる。もう一つは今、言ったような国際的な側面ですとか、物事が全て超長期にわたる長期性を持っているということがあります。ですから当面の目先の利害にかなり距離を置いて、利害関係者から離れて独立性の強い判断をしていく必要がある、そういうものだと思います。

そうしますと、原子力委員会という今の組織が適切なのかということは別にしても、機能面からして非常に独立性が高い、そして専門性が高い、また、国際的な信頼性の高いところでこの問題を、今言いましたような3つの機能をきちんと議論していく必要があると思います。

最後に、それが具体的な国家行政組織の中でどういうふうに位置づけをすべきなのか、

ここはなかなか難しく、その議論はもう少し議論を深めないといけないのではないか。原子力庁とか国家行政組織法の3条委員会とか8条委員会に位置づけるとか色々案はあるのですが、そもそもエネルギー・環境会議を今のままでずっと続けるというわけにもいかない。何らかの法的根拠を持ったものにしていかなければいけないと思いますし、場合によっては1955年にできた原子力三法だとか原子力基本法の見直しも含めて全体の施策体系、そしてそれにふさわしい行政組織を検討しなければいけない。今、私が申し上げました3つの機能をどういう組織が担うかだけではなくて、他の全体の国家行政組織のあり方全般を見て、それでバランスをとっていかなければいけないと思いますので、その点についての検討もやるのであればもっと時間をかけてきちんとやっていくべきであると思います。

以上です。

○大西座長 ありがとうございます。

森田委員、お願いします。

○森田委員 私は前回欠席をしましたところ、座長のほうから宿題が出たというのでまじめにやったつもりなのですが、ちょっと的外れであったかもしれないと思っています。その訂正はいたしません、今までのお話を聞いておまして、原子力政策の論点そのものはどういうことかということもございますけれども、そもそもここでは原子力委員会という行政組織の見直しが焦点になっていると思います。当然のことですが、組織をつくるときには最初に機能があって、その機能を果たすのに一番ふさわしいような形での組織をつくっていくというのが通常のやり方ではないかと思っています。

ただし、日本の行政組織に関して言いますと、必ずしもそうした原則といいますか、考え方が貫徹されておりませんで、むしろ既存の組織の枠が非常に強うございまして、そこにどういう機能を持たせるかということが議論になってくるわけです。したがって、複数の省にまたがるような、いわゆる横串的な機能の場合に、それをしっかりと担うような組織というものをつくるのが非常に難しい。そのために内閣府、内閣官房もそうですけれども、そうしたところにさまざまな調整機関を置く。それが実質的に十分な機能を発揮しないということが指摘されているわけでございまして、今回も3.11前までのこの原子力の行政体制というのはそうした形だったと思います。

ただ、今回はそれに対して大きな変化をもたらしたのが原子力規制委員会であって、実質的な機能そのものも省の壁を越えて動かしたケースであったと思います。そうした観点から見た場合に、筋としては先ほど大臣が機能としては政権交代にかかわらず、余り大きな役割が変わらないのではないか。それを前提にして議論をしてほしいというお話でございましたけれども、厳密に言いますとその方向性がどうなるかということは重要で、機能がある意味で確定しないことには議論の順番として、組織の形というのは決めにくいのではないかと思っています。その意味で言いますと今、増田委員がおっしゃいましたように、それは少し時間をかけてやる必要があると思っています。

その機能の担い手としての組織にはいろいろな形があると思っておりますけれども、いずれにしましても本来の行政の場合には、対国民あるいは他の行政機関、行政組織に対してしっかりとした権限を行使できるような形での組織のあり方を、最終的には考えていかざるを得ないのではないかと考えております。

そうした観点から見た場合に、現在の原子力委員会は、御指摘がございましたけれども、そうした権限という意味では非常に脆弱なわけございまして、それ以前の大臣が長を務めていたときもそうですが、言わば実質的な権威によってそれを担保しているという形だったと思います。それが2001年の行政改革で外れた結果、普通の諮問委員会になっていく、審議会になっていく。その普通の審議会の場合も主任の大臣を置いています普通の省の場合ですと、大臣がその権限を行使することになりますけれども、内閣府に置かれている審議会の場合には、大臣が座長を務められている場合は別かもしれませんが、そうでない場合には主任の大臣といたしましょうか、それは最終的には総理大臣になるものですから、その意味での権限というものが相対的に弱くなってしまう可能性があるのではないかと考えております。

そういう意味で言いますと、そうした形での今の組織というものはどのように考えていくのかということですが、2点目といたしましょうか、それに関連して申し上げますと、これまで原子力委員会が果たしてきた機能をどのように位置づけるかというときに、規制委員会の場合にはこれは政治その他から独立して、完全な専門的な見地からその安全性について判断をする。その政治の介入を排除するというファンクションを持っていると思っておりますけれども、それ以外のことにつきましては国際的な関係も含めて、いずれにしましても政策を打ち出していくこととなります。そうしますと、きちんとした権限を行使するという組織を、いわゆる大臣なり何なり責任のある方がトップを務められるようなところでそういう組織をつくるということが、その場合にどの程度意味があるのかという点もあろうかと思っております。そういう意味で言いますと、いわゆる審議会の形でいいのかもしれませんが、逆にそこでの権威をどう担保するかというのは難しくなってくると思っております。

もう一つ、こうした行政組織をつくる場合に重要な視点といたしますのは、特に政権交代のあった後ですけれども、省庁、組織のつくり方と組織の名称というものが、その政権の政策をあらわすシンボルとしての機能をかなり持つわけございまして、その意味からも組織のあり方をどうするかということを考えていく必要があるのではないかと考えております。

やや混乱しましたけれども、結論的に申し上げますと、私自身は機能をどう考えるかということについては専門的な知識もございませんので、何ともこうすべきであるという1つの回答を申し上げるつもりはございませんけれども、平和利用にしろ、バックエンドの処理の問題にしろ、サイクルの問題にしろ、きちんとした形で実施していくならば、強力な権限とそれをサポートするだけの事務体制を持ったような組織にすべきではないかと考えておまして、そうではなくていわゆる大きな政策なり方向性を決めるのであれば、い

わゆる8条機関としての審議会という形で、そのままでもいいのかもしれませんが、その場合には今それが批判を受けているのと同じような批判を将来的にも受ける可能性があると思います。

そうした強い権限を前者のように持たせるとしたらどうすればいいかというときには、その形態としてはいろいろあろうかと思いますが、3条委員という委員会の形がいいのかどうかはなかなか微妙なところだと思います。既存のどこかのお役所に分散して担当してもらい、内閣のほうで調整することもあり得るかと思っておりますし、日本では今回の規制委員会のケースがそうなったわけですが、どこかの1つの既存の省に権限を集中させるというのは非常に難しいと思いますが、そういうオプションもないわけではないと思います。

そういうことにつきましては少し時間をかけて、政策全体とほかの省の既存の組織の持っているファンクションと関係を見ながら議論していくことが必要であって、余りこれを拙速に詰めますとかえってまた問題が出てくるのではないかと思います。これは政権交代の後もそうだと思いますけれども、今までもそうした形で行革の論理でもって組織をつくってきた結果、機能そのものがかなり歪められたり弱められたケースもあると思いますので、今回はそういうことがないようにやっていただきたいというのが私の考えでございます。

以上でございます。

○大西座長 ありがとうございます。

では、和気委員、お願いします。

○和気委員 50年以上に及ぶ原子力行政の歴史の中で、縦割りの行政の仕組みが相当程度にでき上がってきていたと思います。私自身が原子力委員会専門委員として最初の政策大綱に携わったとき、それは長期計画から政策大綱の策定に移る時期でしたが、たしかに実際の策定内容に関する作業の多くは各所管省庁が担っていて、それはそれで機能しながら、全体の枠組みの制度設計をするという原子力委員会のミッションはそれなりに果たされていたと理解しております。

こうしてみますと、これまでの原子力委員会による政策大綱の策定というミッションが他の会議や委員会等に移管された現在、原子力委員会のような審議会が必要とされる理由はどこにあるのかと考えますと、他の委員の方々も指摘されておられるように、エネルギー利用を中心に原子力科学技術がもたらすベネフィットを最大限に活用するための政策・施策を重視してきたミッションから、原子力利用のリスクが顕在化し、負の遺産が現世代から未来世代にずっと引き継がれていくという一層、厳しい現実に直面した現在、この負の遺産をいかに速やかに、効果的に、そして効率的に解決していくかというミッションが何よりも優先されるということだと思います。この役割については、国民の目線から見ると、縦割り行政がもたらす問題を回避するためにも、強い横串をさした形で権限を与えられたある種の機関あるいは委員会なりが担っていくということが、良い選択ではないかと思えます。

他方、世界とのつながりを見ると、原子力の平和利用を当たり前として考えてきていますが、核を持たない先進国日本が原子力科学技術に依存して発展してきた歴史のなかで、国際的な信頼を得る様々な努力がなされ、その中で原子力委員会が果たしてきた役割はそれなりに大きかったらうと思っています。個別の 이슈では外務省さん、経産省さん、あるいは文科省さんがコミットし、それなりの貢献があったに違いないわけですが、個人的な意見としては、日本の原子力政策を束ねる包括的な審議会、あるいはある種の専門家集団の存在は、世界に対する窓口として、外交上のカウンターパートの一機関として、有効に機能していたのではないかと思います。

いかに平和的に原子力を利用していか、あるいは放射線も含めて原子力科学技術にある種の未来を託す、ほかの国々もたくさんあるわけですから、また世界経済が低迷し、国際紛争リスクが高まるなど、国際社会が流動的になってきている今日においては、一層そのような戦略的対応が必要ではないかと思っています。

○大西座長 どうもありがとうございました。

皆さんから1ラウンド議論していただいて大体時間になってしまいましたので、今日はこのくらいにしなければいけません、少しまとめてみますと、皆さんの御意見でかなり共通点が多かったように思います。

最後に和気委員もまとめていただきましたけれども、大臣の御発言もありましたが、概念上、重複するところがあると思うのですが、核燃料サイクルとかプルトニウムの管理、バックエンドと平和的利用、保障措置が全部リンクしていると思いますけれども、そういうこれまで原発を推進してきた結果として生み出されたものに対する対策というのはかなり重要である。これから相当長い期間にわたってきちんと管理していかなければならない。高度な専門性も必要だし、専門性が生かされるには独立性も必要だということで、そういう機能を日本の中でしっかりした国の機関が持つということは必要だということについては、ほとんど御異論はなかったように思います。

したがって、この機能についてはより重要性が強調されていく必要がある。機能のあり方が決まっているわけではなくて、どういう方式で高レベル放射性廃棄物を処理処分したらいいのかということも、まだ議論の最中であり、大きな範囲の中で大きな政策の変更というのもあり得るということがありますが、全体としてそのところが大きな問題だというのは共通認識であった。

その次にエネルギー政策について原子力委員会が果たしてきた、大綱をつくったりしてきたわけですが、これについては皆さんの御意見を総合すると、政府としてそういう議論が必要で、計画が必要なのは当然だけれども、原子力委員会がやらなくてもいいのではないかという御意見が強かったのではないかと思います。したがって、これはどういう組織形態にせよ、政府の中でむしろこれはまさに政治的に決められる要素を含んでいると思いますので、しかるべき格好で国のエネルギー政策を入れて、その中に原子力も位置

づけていくことが必要だ。

さらに組織のあり方については、皆さんの御意見ではいろんな形態があり得るということで、すぐにこれはこうだと決めなくてもいいのではないかという意見が強かったと思うのですが、しかし、第一番目の問題は緊急な問題でもあるわけです。時間は多少かかるにしても、すぐに議論を始めていかないといけない問題でもあるので、そうなるとう現在の原子力委員会のまま先ほどの1番目のような専門性、独立性を強化して、それでこうした機能を十全に果たしていくことが1つ考えられる。もしそれができないということになれば、そういった観点から新しい組織をつくらないと、一番重要な機能というものが果たせなくなるということなので、この点、少し詰めて次回継続して議論したいと思います。

今のようなまとめで概ねよろしければ、1番目の一番重要な機能については少し整理して、この機能は残す。2番目のエネルギー政策は必要だけれども、1と2が一緒の組織である必要はない。むしろそれはよくないのではないかという御意見が強かったと思うので、そういうトーンで1と2についてはまとめて、3番についてはどういう論点があるのかというのを整理して、次回少しそこを、時間がかかるということは結論が1つには出ないかもしれませんが、当面どうするかということについて答えを出さないといけないのかなと思いますので、そういう次回に向けてのまとめをしたいと思います。

そんなことでよろしいでしょうか。何か今の私の発言について御意見があったらお願いします。よろしいでしょうか。そんな格好で今日までの議論を集約して、次回に向けてのたたき台をつくるということで、次回についてお願いしたいと思います。

○国家戦略室 次回は1週間あきますが、12月4日火曜日の10時から12時ということでお願いしたいと思います。

○大西座長 では、そういうことにさせていただきます。

それでは、最後になりますが、前原大臣から御挨拶をいただきます。

○前原大臣 長時間ありがとうございました。

考え方は先ほど申しあげましたので簡単にいたします。来週のエネ環会議で今まで御議論いただいたことを、今、大西座長がおまとめいただいた方向性を報告させていただき、そしてさらなる御議論をいただくことになろうかと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

○大西座長 どうもありがとうございました。